平成２９年度

重度障がい者（児）スポ－ツ・文化振興助成事業　募集要領

重度障がい者（児）のスポ－ツ・文化の普及、振興のため、「重度障がい者（児）スポ－ツ・文化振興助成事業」を募集する。

　以下の助成要領に基づいて申し込むこと。

１．助成目的

・　この助成事業は、重度障がい者（児）スポ－ツ・文化の普及、振興を図り、もって重度障がい者（児）の自立した生活と社会参加を促進すること。

２．助成対象者

　　　・　市内で活動する重度障がい者（児）スポ－ツ・文化の普及、振興に寄与する団体とする。

　３．助成対象事業

　　　・　重度障がい者（児）スポ－ツ・文化活動の普及、振興に関する事業。

　　　　　（重度障がい者（児）のスポ－ツ・文化活動の研究、研修会、大会等）

　４．助成金額

　　　・　１団体に対して、原則２０万円以内とする。

　５．申請書等配布期間および受付期間

　　　・　**平成２８年１１月１日（火）から平成２９年１月５日（木）まで**

　　　・　申請書等は、社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポ－ツ協会事務局および大阪市長居障がい者スポーツセンター２階「スポーツ振興室」にて配布する。なお、同協会のホームページからもダウンロ－ドできる。（ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｆｕｋｓｐｏ．ｏｒｇ）。

　６．申請書類

　　　・　「申請書」（第１号様式）、関係書類として「団体概要」、「決算書」および必要に応じ、定款、規約、会則等を添付すること。

７．申請書提出先

・　社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポ－ツ協会障がい者スポーツ振興部  
（スポーツ振興室）へ郵送または持参すること。

　　　　　提出先：〒546-0034　大阪市東住吉区長居公園１－３２

大阪市長居障がい者スポ－ツセンタ－２階

　スポーツ振興室　梶本あて

　　　・　締切：平成２９年１月５日（木）＜必着で、持参は17時まで＞

　８．審　　査

　　　　　　　　　 　　・　運営委員会において、審査のうえ、助成対象と助成金額を決定する。

なお、申請があっても、審査によって助成されない場合もある。

９．留意事項

・　この助成は、年度毎の事業（４月から翌年３月）に対して行う。

・　対象事業は、障がい者を対象としていることとし、事業構成人数の全体の１／２以上が大阪市内在住者であること、またその中に必ず、市内在住の重度障がい者（児）の参加があること。

・　申請は、１団体１事業とする。

・　申請事業団体は、所在地または活動拠点が大阪市内であること、代表印を押印すること

・　本助成事業は、個人を対象とせず、団体を対象として助成する。申請者の法人格の有無は問わないが、株式会社、有限会社等の営利を目的とする団体、および営利を目的とする団体や事業は、助成の対象外とする。また、申請する事業に対して、他からの委託料や公的助成を受けている場合も対象外とする。

・　助成金額は、申請書の総事業費のうち、対象となる経費の２／３以内とし、原則２０万円を限度として助成する。

・　対象となる経費は、事業を実施するために真に必要な経費とし、賞品代、飲食代、旅費、借上げ料（バス代等）は対象外となる。助成の対象となる経費については、**「（別紙）助成対象基準について」を参照**すること。

・　申請された事業の審査結果については、平成29年3月末までに、「決定通知書」（第２号様式）により、申請者に通知する。また、助成をしない旨の決定をしたときも、「却下通知書」（第３号様式）により申請者に通知する。

　・　助成金の決定通知書を受けた団体は、**決定通知書を受理した日から３０日以内に「基金助成金交付請求書」（第４号様式）**により、助成金の請求をすること。

・　**事業終了後、３０日以内に「事業実施報告書及び決算書」（第５号様式）**を提出すること。

１０．問合せ先

　　　 ・社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポ－ツ協会

障がい者スポーツ振興部（スポーツ振興室）

　　担当：梶本

　　　　　　　　　　電　話：０６－６６０６－１６３１

ＦＡＸ：０６－６６０６－１６３８